平成２７年（フ）第１６６６号
名古屋市南区呼続４丁目５番11号　パークハウス呼続Ｂ202号、従前の住所名古屋市熱田区比々野町63番地の３
破産者　伴　　孝弘
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５７号
京都市右京区太秦多藪町14番地222　ネオコーポ太秦401、主たる営業所京都市中京区西ノ京馬代町14―７
破産者　田中自工こと　田中　裕士
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６２号
京都市下京区木屋町通松原下る材木町442番地　ルミエール・ド・鴨川401号
破産者　袋井　康裕
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９５２号
京都市右京区嵯峨五島町42番地14
破産者　高山　眞人
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１３号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番21―303号、従前の住所神戸市垂水区狩口台１丁目１番301号
破産者　森川　正彦
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１４号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番21―303号、従前の住所神戸市垂水区狩口台１丁目１番301号
破産者　算数と数学の教室うぃること　森川めぐみ
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４０号
兵庫県三田市高次１丁目10番18号　サンフォルテ102号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｊ棟1106号
破産者　星山真智子
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７５号
兵庫県三木市志染町吉田119番地
破産者　原　　諒一
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１号
北海道旭川市神楽３条９丁目１番５号　ヴィクトワールⅡ　201号室
破産者　村上　真吾
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４２号
青森市柳川１丁目３番26―1104号
破産者　高澤　　徹
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
青森県八戸市柏崎４丁目16番35号　柏荘２号室、前住所青森県八戸市大字沢里字藤子１番地６　ニュー白山荘
破産者　佐藤　敏昭
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
宮城県遠田郡美里町木間塚字押切東14番地24　ＮＵコーポ101
破産者　岡田　睦善
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
山形県東村山郡山辺町大字北作19番地
破産者　樋口　賢治
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
山形市双月町４丁目３番28号
破産者　岩村　直人
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５９号
山形県上山市河崎２丁目６番57－８号、前住所仙台市青葉区木町通２丁目６番51―201号
破産者　土屋　剛志
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６１号
千葉県木更津市八幡台２―25―５、住民票上の住所横浜市西区浅間町４丁目351番地７
破産者　小園　久志
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８４９号
横浜市金沢区町屋町25番６号
破産者　小野寺英之
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１３号
横浜市港北区鳥山町84番地　桜井荘７―201
破産者　宍戸　芳江
１　決定年月日　平成28年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部